

## 資料編

### 1 計画見直しの経過

#### (1) 経過

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 令和 5 年 6 月 2 日 | 環境総合調整会議（第 1 回） |
|----------------|-----------------|

|                                          |  |
|------------------------------------------|--|
| ・ 旭川市環境基本計画【第 2 次計画・改訂版】（第 2 版）見直しに関する審議 |  |
|------------------------------------------|--|

|                |                        |
|----------------|------------------------|
| 令和 5 年 6 月 6 日 | 令和 5 年度 第 1 回 旭川市環境審議会 |
|----------------|------------------------|

|                                          |  |
|------------------------------------------|--|
| ・ 旭川市環境基本計画【第 2 次計画・改訂版】（第 2 版）見直しに関する審議 |  |
|------------------------------------------|--|

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 令和 5 年 10 月 12 日 | 環境総合調整会議（第 2 回） |
|------------------|-----------------|

|                                           |  |
|-------------------------------------------|--|
| ・ 旭川市環境基本計画【第 2 次計画・改訂版】（第 3 版）（素案）に関する審議 |  |
|-------------------------------------------|--|

|                  |                        |
|------------------|------------------------|
| 令和 5 年 10 月 31 日 | 令和 5 年度 第 2 回 旭川市環境審議会 |
|------------------|------------------------|

|                                           |  |
|-------------------------------------------|--|
| ・ 旭川市環境基本計画【第 2 次計画・改訂版】（第 3 版）（素案）に関する審議 |  |
|-------------------------------------------|--|

|                  |                        |
|------------------|------------------------|
| 令和 5 年 11 月 15 日 | 令和 5 年度 第 3 回 旭川市環境審議会 |
|------------------|------------------------|

|                                         |  |
|-----------------------------------------|--|
| ・ 旭川市環境基本計画【第 2 次計画・改訂版】（第 3 版）（案）作成の報告 |  |
| ・ 意見提出手続（パブリックコメント）の実施の報告               |  |

|                                                         |  |
|---------------------------------------------------------|--|
| 意見提出手続（パブリックコメント）<br>（令和 5 年 12 月 18 日～令和 6 年 1 月 23 日） |  |
|---------------------------------------------------------|--|

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 令和 6 年 2 月 2 日 | 環境総合調整会議（第 3 回・書面会議） |
|----------------|----------------------|

|                                           |  |
|-------------------------------------------|--|
| ・ 旭川市環境基本計画【第 2 次計画・改訂版】（第 3 版）（最終案）完成の報告 |  |
|-------------------------------------------|--|

|                |               |
|----------------|---------------|
| 令和 6 年 3 月 6 日 | 旭川市環境審議会委員へ報告 |
|----------------|---------------|

|                                           |  |
|-------------------------------------------|--|
| ・ 旭川市環境基本計画【第 2 次計画・改訂版】（第 3 版）（最終案）完成の報告 |  |
|-------------------------------------------|--|

## (2) 旭川市環境審議会委員

(任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日)

| 氏 名    | 所 属 等                             |     |
|--------|-----------------------------------|-----|
| 青木 哲也  | 旭川市民委員会連絡協議会                      |     |
| 上田 由加里 | 一般社団法人 旭川消費者協会                    |     |
| 薄井 タカ子 | 旭川商工会議所                           |     |
| 奥寺 繁   | 国立大学法人北海道教育大学旭川校                  |     |
| 篠原 泰則  | (公募)                              |     |
| 多々納 玲子 | 旭川弁護士会                            |     |
| 張 興和   | 旭川市立大学                            |     |
| 内藤 奏子  | 旭川市小学校長会                          |     |
| 藤倉 聆   | (公募)                              |     |
| 本田 伸一  | あさひかわ自然共生ネットワーク                   |     |
| 宮越 昭彦  | 独立行政法人国立高等専門学校機構<br>旭川工業高等専門学校    | 会長  |
| 山田 敦   | 地方独立行政法人北海道立総合研究機構<br>森林研究本部林産試験場 | 副会長 |
| 山田 智善  | (公募)                              |     |
| 吉田 耕也  | 北海道電力ネットワーク株式会社旭川支店               |     |
| 渡邊 ゆか  | 旭川女性会議                            |     |

## 2 計画の変遷

平成 12 年に最初の計画を策定して以来、社会情勢や環境問題の変化等を踏まえながら修正（改訂）を重ねてきました。

修正のうち、計画期間を改めた場合を「策定」、改めていない場合を「見直し」として、計画の変遷を示します。

旭川市環境基本条例      平成 10 年（1998 年）3 月制定

**旭川市環境基本計画**

平成12年（2000年）2月2日策定

計画期間：平成20年度（2008年度）まで



**旭川市環境基本計画  
（第2次計画）**

平成21年（2009年）3月策定

計画期間：平成21年度（2009年度）からおおむね10年間



**旭川市環境基本計画  
【第2次計画・改訂版】**

平成28年（2016年）3月策定



**旭川市環境基本計画  
【第2次計画・改訂版】（第2版）**

令和2年（2020年）1月見直し



**旭川市環境基本計画  
【第2次計画・改訂版】（第3版）**

令和6年（2024年）3月見直し

計画期間：平成28年度（2016年度）から令和9年度（2027年度）までの12年間

### 3 用語解説

主に本計画で使用している用語について解説しています。

#### あ行

##### ●旭川市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

旭川市環境基本条例及び旭川市環境基本計画に基づき、市役所が自らの事務・事業において率先して環境への負荷の低減に努め、温室効果ガスの削減を図るための取組を定めた計画。

地球温暖化対策推進法で地方公共団体が策定を義務付けられた計画としても位置付けられている。

##### ●アスベスト（石綿）

線状の鉱物。安価な工業材料としてスレート材、断熱材等、広範囲に使用されています。その繊維が極めて細いことから、人が呼吸器から吸入しやすいという特質をもち、石綿肺や中皮腫、肺がんなどの肺疾患を引き起こすことが知られている。

##### ●硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、三酸化硫黄（SO<sub>3</sub>）など硫黄の酸化物の総称。石炭、石油などの化石燃料中に含まれる硫黄分が、燃焼の過程で酸素と結びつき生成される。

亜硫酸ガスと呼ばれており、のどや肺など呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあるほか、雨に溶けて酸性雨の原因ともなる。

##### ●一酸化炭素（CO）

炭素又はその化合物が、不完全燃焼することにより発生する無色無臭の気体。

呼吸により肺に吸い込まれると、血液中のヘモグロビンと結びつき、酸素の供給能力が阻害され、中枢神経に障害が起こり、頭痛、めまい、吐き気などの症状が現れる。

##### ●一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

一般家庭から排出される家庭ごみ、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物が含まれる。

##### ●エコマーク

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。

消費者が、暮らしと環境との関係について考え、環境に配慮された商品を選ぶための目安として役立てられることを目的としている。

##### ●LED（エルイーディー）

Light Emitting Diodeの略称で「光る半導体」という意味であり、寿命が長い、消費電力が少ない、応答が早いなどの特徴をもっている。この特徴を照明に利用しているのがLED照明である。

##### ●オゾン層

地上15～50km（成層圏）に存在するオゾン（O<sub>3</sub>）濃度の高い大気層。太陽からの有害な紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役割を果たしている。

エアコンや冷蔵庫の冷媒として使用されていたフロンガスなどにより破壊され、南極上空にオゾン濃度が低い「オゾンホール」が観測されるなど、地上への影響が懸念されている。

## （あ）

### ●温室効果ガス

太陽から地表に届いた熱を受けて、地表から放射される赤外線を吸収する作用の大きいガスの総称で、代表的なものとしては、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）などがある。

大気中のこれらのガスの濃度が上昇すると地表面からの熱放射が阻害され、地球温暖化が引き起こされるといわれている。

主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の大気中濃度は、産業革命などの工業化以前（1750年頃）の278ppmから、2018年には407.8ppmに達するとされており、急激な増加が見られる。

## か行

### ●カーボンニュートラル

経済活動等に基づく温室効果ガス（二酸化炭素など）の「排出量」から植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

### ●外来種

他の国や地域などから人の活動によって持ち込まれた本来は生息していない生物。

もともと生息していた生物は「在来種」と呼んでいる。

外来種は生態系の破壊や農業等への被害が心配されるものがあり、その中でも急激かつ深刻な被害が懸念される国外由来の外来種は「特定外来生物」に指定されており、飼育・販売・放流等が法律で規制されている。

また、国内から持ち込まれた外来種としては、アズマヒキガエルなどがおり、北海道の「指定外来種」とされている。

### ●環境アドバイザー

本市が実施している環境アドバイザー派遣制度に登録している環境について知識や経験のある個人や環境保全に取り組む団体。

市民グループや学校などの自主的な学習

会や自然観察会などに、講師や指導者として派遣され、助言や支援を行っている。

### ●環境影響評価

周辺の自然環境に開発事業が環境に与える影響の程度と範囲、その防止対策について事前に調査、予測、評価すること。

開発によって失われた自然環境の回復や復元は著しく困難であるため、大きな影響を及ぼすおそれがある事業については、その規模などによって国や都道府県に意見を求め、勘案するよう環境影響評価法で定められている。

### ●環境基準

環境基本法に基づき定められた、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

現在は、大気汚染、水質汚濁（地下水を含む）、土壌汚染及び騒音（航空機騒音、新幹線鉄道騒音を含む）のそれぞれについて、基準が定められている。

### ●環境基本法

国の環境政策の根幹を定めた基本法で、環境保全に関する基本理念、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を定めている。

また、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「環境基本計画」、人の健康保護及び生活環境を保全する「環境基準」「公害防止計画」など、環境の保全に関する施策の基本事項について定めている。

### ●環境教育

人間と環境の関わりについて理解と見識を深めることにより、環境保全活動へ参加する態度や環境問題解決に資する能力を育成するための教育。

幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校・地域・家庭・職場・野外活動の場など、多様な場において推進される。

## (か)

## ●環境負荷

人が環境に与える負担。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

環境基本法では、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。

## ●環境保全活動

広く市民の参加を得て行う、地域の環境保全に重要な意義を有する活動。

事例として、地域で行われる資源リサイクル活動や植樹などの緑化活動、環境美化のためのごみ拾い、外来種の防除や身近な自然などについて理解を深めるための自然観察会などが挙げられる。

## ●気候変動適応法

既に生じている、あるいは、将来予測される気候変動の影響による被害の防止・軽減を国、地方公共団体、国民が連携して取組むための枠組みを定めた法律。

地球温暖化対策推進法が温暖化に対する緩和策であるのに対し、本法は適応を推進するためのものである。

## ●規制基準

事業活動及びその他の活動を行う者が遵守しなければならない許容限度を指す。

ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭等の発生についてそれぞれ基準が設定されており、ボイラーや焼却炉などから発生するばい煙、粉じんについては排出基準、工場や事業場からの排水については、排水基準という。

## ●揮発性有機化合物

常温常圧で空気中に容易に揮発する有機化合物の総称で、主に人工合成されたものを指す。

水より比重が大きい、粘性が低い、分解しにくい性質から、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。

また、大気中に放出されたものは光化学反応によってオキシダントや浮遊粒子状物質（SPM）の発生に関与していると考えられている。

## ●京都議定書

1997（平成9）年12月に京都で開催された、気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された議定書。

先進各国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

## ●グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質、デザインだけでなく、リサイクルされた原料を使用している、製造過程における温室効果ガス排出量が少ないなど、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

こうした行動が普及することで、環境負荷の低い製品の普及や消費活動による環境負荷の低減が期待される。

## ●光化学オキシダント（Ox）

工場や自動車から排出された大気中の窒素酸化物（NOx）や炭化水素などの大気汚染物質が、太陽光の紫外線を受け反応して発生する酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたもので、本市では高層大気から降下してきた天然のオゾンが多くを占めると考えられている。

光化学スモッグ発生の原因であり、目や喉などの粘膜に影響を及ぼすおそれがある。

## ●公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これらに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。

ただし、公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものを除く。

## さ行

## ●再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称で、化石燃料（石炭・石油）や原子力といった枯渇の恐れがあるエネルギー資源と対比して用いられる。

代表的なものは、太陽光、風力、水力、地熱などの自然エネルギーであり、廃棄物の焼却で得られるエネルギーも含まれる。

## ●産業廃棄物

事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物が定められている。

## ●酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨、雪、ガス、粒子などの降下物で、通常はpH（水素イオン濃度指数）5.6以下のものをいう。

生態系被害（湖沼の酸性化による生物の死滅、樹木の立ち枯れによる森林の荒廃など）や人の生活への被害（建造物のコンクリートや金属部分の溶解など）が認められている。

## ●ジオパーク

科学的に貴重な地質や景観などの「地質遺産」を保護し、教育やツーリズムなどの推進に活用し、地域の持続可能な発展につなげることを目的としている。

日本国内のジオパークは令和5（2023）年3月現在で46地域が認定されている。

## ●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる、資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会。

循環型社会形成推進基本法では、「廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物のうち有用なものは循環的な利用が促進され、循環的な利用が行われない廃棄物については適正な処分が確保される、天然資源の消費を抑制した、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定められている。

## ●省エネルギー

エネルギーを節約すること。または、より少ないエネルギーで社会的・経済的な効果をえられるようにすること。

具体的な手法としては、不要な機器の停止や温度・照度の設定見直し、設備・機器の補修、効率的な設備への取替えなどが挙げられるが、日常生活でそれらを使用する市民一人ひとりの意識が最も重要である。

## ●浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備。

下水道整備計画のない地域での水質汚濁や悪臭の防止など、環境改善を図る有効な手段である。

## ●硝酸性・亜硝酸性窒素

化合物の中に硝酸塩・亜硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオン、亜硝酸イオンとして存在している。

肥料、家畜ふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたものが富栄養化の原因となっている。

作物の吸収量を超える過剰な肥料投入や家畜ふん尿の不適正な管理によって地下水の富栄養化が生じた場合、湿地帯など貧栄養を前提とした自然環境への影響が懸念される。

## (さ)

## ● 水源地

雨水を吸収・貯留し、地下水として少しずつ川に流す作用が期待される、森林や土壌が広がる地域。様々な動植物の生息地として重要であるとともに、都市部における洪水や渇水を防止する機能をもつ。

## ● スマートコミュニティ

家庭やビル等の電力の需要と供給を見える化し、情報通信や蓄電池の技術を活用したエネルギーマネジメントを実現することによって、「エコで快適」「安全・安心」な暮らしが持続するまちのこと。

## ● 3 R (スリーアール)

ごみを減らし、循環型社会を作っていくための取組である、廃棄物の発生抑制

(Reduce:リデュース), 再使用 (Reuse:リユース), 再生利用 (Recycle:リサイクル) の頭文字を取って表したもの。

発生抑制は「廃棄物の発生を減らすこと」、再使用は「使用済みのものを繰り返し使用すること」、再生利用は「使用済みのものを原材料として利用すること」を意味している。

## ● 生物多様性

「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」で構成される、多種多様な生物が様々な環境で生息している状態を指す。

私たち人間もその一部として、空気・水・農業・文化など様々な面で生物多様性の恩恵を受けているが、産業革命に端を発する人間の活動規模の急激な拡大に伴い絶滅種や絶滅危惧種が急激に増加するなど、世界規模で生物多様性の損失が進行している。

すべての生物種は他の生物種と微妙なバランスの下で関わり合いながら成立していることを認識し、人間社会が持続可能な発展を遂げていくためには、その基盤である生物多様性の保全が極めて重要である。

## ● 世界自然遺産

世界遺産条約に基づき世界遺産リストに登録される遺産のカテゴリーの一つ。

自然遺産に登録されるためには4つの評価基準「自然美」「地形・地質」「生態系」「生物多様性」のいずれかを満たす必要があり、令和元(2019)年現在、213か所が登録されている。

日本国内では平成5(1993)年に登録された「屋久島」と「白神山地」に続き、平成17(2005)年に「知床」が、平成23(2011)年に「小笠原諸島」、令和3(2021)年に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が登録されています。

自然遺産の価値を将来にわたって維持するためには適切に保護管理されていることが必要であり、世界自然遺産地域は、国が責任をもって管理できる国立公園、自然環境保全地域、森林生態系保護地域、天然記念物など、国の法律や制度等に基づく保全措置が講じられている。

## ● 雪氷冷熱

雪や氷が持つ冷熱エネルギーのことであり、建物の冷房や農産物の冷蔵等の熱源として利用することができる。

冬期間の雪氷を有効利用でき、二酸化炭素の発生も伴わないことから、積雪寒冷地域における有効な再生可能エネルギーとして活用が可能である。

## ● 絶滅危惧種

さまざまな要因により個体数が減少し、絶滅の危機に瀕している種・亜種を指す。

自然の状態であっても進化の過程で種の絶滅が起きることはあるが、近年、さまざまな人間活動の影響により、かつてない速さと規模で進んでいる絶滅が問題となっており、地球環境保全上の重要な課題となっている。

## た行

## ●ダイオキシン類

人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質で、「ダイオキシン類対策特別措置法」では有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾパラジオキシン

(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン

(PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の3物質を「ダイオキシン類」と定義している。

発生源となる廃棄物焼却炉などからの排出が規制されている。

## ●地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象。

海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収し貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

## ●脱炭素社会

2050年までに目指す、温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡（カーボンニュートラル）が達成されている社会。

## ●地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

温暖化防止に向け、温室効果ガス排出量の国としての削減目標を地球温暖化対策計画で定め、その達成に向けた国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにするものである。

## ●地産地消

地域で生産されたものを地域で消費すること。

生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者等と消費者の交流活動など多様な取組が展開されている。

消費者と生産者の相互理解を深め、地域の農業や経済の発展に寄与するとともに、輸送に伴うコストの低減や二酸化炭素の排出削減など、環境負荷の低減に貢献すると考えられている。

●窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）など窒素の酸化物の総称。

工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であり、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。

窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっているほか、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）は、温室効果ガスの一種でもある。

## ●デコ活

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に促すため、衣食住職・移動買い物など生活全般にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」を明らかにするとともに、自治体・企業・団体等と一緒に、豊かな暮らし創りを強力に後押しすることで、新たな消費・行動の喚起と国内外での需要創出などにもつなげていくことを目指し、環境省が2022年10月から実施している新たな国民運動。

## は行

### ● バイオマス

光合成によってつくり出される再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを指す。

廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥などの廃棄物系バイオマス、稲わら・麦わら・もみ殻等の農業廃棄物や林地残材（間伐材、被害木等）などの未利用バイオマスがある。

大気中の二酸化炭素を吸収し生成した資源であるため、カーボンニュートラルの考え方から、利用の拡大が検討されている。

### ● パリ協定

平成27（2015）年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された、2020年以降の温暖化防止の新たな枠組み。「産業革命前からの地球平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持する」ことを主な目的とした温室効果ガスの排出削減「緩和」や気候変動の悪影響への対処「適応」などについて規定している。

京都議定書に代わる、すべての国が参加する公平かつ実効的な新しい法的枠組みとして発効された。

日本はCOP21の開催に先立ち「2030年度に2013年比で温室効果ガスを26%削減する」との約束草案を提出している。

### ● ppm（ピーピーエム）

ごく微量の物質の濃度や含有率を表す単位で、百万分の1を意味する。

例えば、空気1立方メートル中に1立方センチメートルの物質が含まれている場合には、この物質の濃度が1ppmに相当する。

### ● 微小粒子状物質（PM2.5）

物質の燃焼などで発生するSPM（浮遊粒子状物質）のうち、大きさが2.5μm（1mmの400分の1）以下のものを指す。

粒子が非常に小さいため、人体の呼吸器系に及ぼす影響がSPMよりも大きいと考えられている。

### ● 附属機関

法律又は条例の定めるところにより、行政執行の前提として必要な調停・審査・審議又は調査等を行うことを目的に設置される機関。

環境部は、環境基本計画や環境の保全及び創造に関する基本的事項等について調査・審議を行う「旭川市環境審議会」、一般廃棄物減量化を推進するための方策に関する事項を審議する「旭川市廃棄物減量等推進審議会」、廃棄物処分場の維持管理や周辺地域の環境保全、地域の安全な住民生活の確保に関する事項について調査検討を行う「旭川市廃棄物処分場環境対策協議会」、中園廃棄物最終処分場の維持管理や周辺地域の環境保全、地域の安全な住民生活の確保に関する事項について調査検討を行う「中園廃棄物最終処分場監視委員会」がある。

### ● 不法投棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とされており、この規定に違反して廃棄物を投棄することを「不法投棄」という。

山林や河川敷地など人目につかない場所に投棄されることが多く、環境汚染の一因となっている。

### ●浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊しているばいじんや粉じん、自動車の排出ガスに含まれるカーボン粒子などの中でも、粒径 $10\mu\text{m}$ （1メートルの十万分の1の長さ）以下の粒子状の物質。

人体に対しては、気管や肺まで到達することで、呼吸器系に影響を及ぼすおそれがある。

### ●フロン類

特定フロン（CFC：クロロフルオロカーボン，HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボン）と代替フロン（HFC：ハイドロフルオロカーボン）を指す。

冷蔵庫やエアコンの冷媒に使われていた前者によるオゾン層破壊が明らかとなり、オゾン層を破壊しない後者への転換が進められてきたが、両者ともに高い温室効果を持つため、フロン排出抑制法に基づき回収・破壊が義務付けられている。

なお、近年ではフロン類を使用しない冷蔵庫やスプレー缶が実用化され、「グリーン購入」の一環として普及が進められている。

## ま行

### ● $\mu\text{g}$ （マイクログラム）

### ● $\mu\text{m}$ （マイクロメートル）

「 $\mu$ （マイクロ）」は百万分の1を意味する接頭語で、物質の質量を示す単位“g（グラム）”と組み合わせることで、1グラムの百万分の1の量（ $1 \times 10^{-6}\text{g}$ ）を意味する。

同様に、物質の長さを示す単位“m（メートル）”と組み合わせることで、1メートルの百万分の1の量（ $1 \times 10^{-6}\text{m}$ ）を意味する。

### ●モニタリング

大気や水質の継続観測、植生の経年的調査、気候変動による生物種の構成や外来種と在来種の分布など、一定の調査手法で長期にわたり継続監視することで、その変化を把握すること。

継続することに意味があるため、調査費用の低減が求められることが多く、機械力の導入や簡便な調査手法などの技術開発を進めながら計画的に実施する必要がある。

## や行

### ●野生鳥獣の保護管理

野生鳥獣の保護管理は生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、以下のとおり行うことを指す。

保護とは、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。

管理とは、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

野生鳥獣の生息数を正確に把握することは難しいため、モニタリングによって施策の妥当性を検証しつつ、軌道修正を繰り返すという順応的な保護管理を行う必要がある。

## ら行

### ●緑被率

樹木や草本類などの緑で覆われた土地の面積の占める割合を示したもの。

平面的な緑の量を把握するための指標で、都市計画などに用いられる。

## 旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】

平成28年3月 初 版発行

令和 2年1月 第2版発行

令和 6年3月 第3版発行

環境部 環境総務課

旭川市7条通9丁目48番地

電話 0166-25-5350